

事 務 連 絡
平成 2 1 年 5 月 2 2 日

附属学校を置く各国立大学法人担当課
各都道府県私立学校主管課
各都道府県・指定都市教育委員会総務課
小中高等学校を設置する各学校設置会社の学校担当事務局

御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課
文部科学省高等教育局私学部私学行政課
文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

新型インフルエンザに関する対応について（第 5 報）

今回の新型インフルエンザについては、地域の実情に応じた柔軟な対応を行っていく必要があることを踏まえ、政府においては、本日、新型インフルエンザ対策本部を開催し、5月1日に決定した政府の「基本的対処方針」を改定し、厚生労働大臣が学校の臨時休業の要請等についての運用指針を別途定めることとされました（別紙 1～3 参照）。なお、5月16日の「確認事項」のうち、今後も引き続き実施すべきものについては今回の「基本的対処方針」に盛り込まれております。

また、文部科学省においても、同日、文部科学省新型インフルエンザ対策本部を開催したところです。

については、厚生労働省の新型インフルエンザに関する情報や外務省の渡航関連情報にも御注意いただくとともに、改定された「基本的対処方針」等に基づき、下記の点に留意するなど、適切に対応いただきますようお願いいたします。

国立大学法人におかれましては各附属学校に対して、都道府県教育委員会におかれましては域内の市区町村教育委員会及び所管の学校（専修学校・各種学校を含む。）、社会教育施設、社会体育施設、文化施設に対して、都道府県私立学校主管課におかれましては所轄の学校（専修学校・各種学校を含む。）等に対して、周知をお願いします。

文部科学省としては、今後とも情報収集及び提供に努めてまいりますので、今後の動向に御注意くださるようお願いいたします。

なお、今回厚生労働大臣が定めることとされた運用指針（「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」（以下「運用指針」という。））において、学校の臨時休業の要請について示されていますが、都道府県保健部局等から学校の臨時休業の開始及び解除の要請があった場合の学校の設置者の対応については、従来からお示ししている「新型インフルエンザに関する文部科学省行動計画」や5月1日付け事務連絡「新型インフルエンザに関する対応について（第 2 報）」等と変更ありませんので、念のため申し添えます。

記

- 1 都道府県保健部局等から学校の臨時休業の要請があった場合、学校の設置者は、必要に応じて要請を行った都道府県保健部局等と相談しつつ、臨時休業の開始時期及び対象校等を検討し、これらの措置が適切に講じられるようにすること。

また、都道府県保健部局等から学校の臨時休業終了の要請があった場合、学校の設置者は、必要に応じて要請を行った都道府県保健部局等と相談しつつ、臨時休業の終了時期及び対象校を検討し、臨時休業終了の措置が適切に講じられるようにすること。

なお、運用指針において、地域を（１）、（２）に分け、次に掲げる考え方により、各地域において対応することとされていることに留意すること。また、（１）、（２）のどちらの地域であるかは、各都道府県、保健所設置市等が、厚生労働省と相談の上、判断することとされていること。

- (1) 感染の初期、患者発生が少数であり、感染拡大防止に努めるべき地域

① 発生した患者が学校に通う児童生徒である場合、また、発生した患者が児童生徒以外であっても、二次感染が生じ、さらに感染拡大のおそれがある場合、学校については、市区町村の一部又は全部、場合によっては都道府県の全部での臨時休業を、都道府県保健部局等から学校の設置者に対し要請する。

② 休業の要請については、一週間ごとに検討を行い、感染状況を踏まえ、症状がある者を休ませるなど感染防止策の徹底を前提とした上で、臨時休業の解除を、都道府県保健部局等から学校の設置者に対し要請する。

③ 解除後に患者が発生した学校については、都道府県保健部局等から学校の設置者に対し、個別に臨時休業を要請する。

- (2) 急速な患者数の増加が見られ、重症化の防止に重点を置くべき地域

急速に患者数が増加していると判断された地域においては、設置者は、臨時休業（学級閉鎖を含む。以下同じ。）について、季節性インフルエンザと同様の対応をとることとする。すなわち、学校で患者が多く発生した場合、当該学校の児童生徒を感染から守るために、当該学校等について、その設置者の判断により臨時休業の開始及び終了を実行する。

なお、この場合、学校の設置者は、都道府県保健部局等とよく相談し、正確な情報に基づき適切に対応することが必要である。

- 2 臨時休業等の措置を行った学校においては、当該期間中の生活指導、学習指導及び保健指導に十分な配慮がなされること。

- 3 今回改定された「基本的対処方針」では、「患者や濃厚接触者が活動した地域」であっても、外出については自粛要請を行わないとされ、集会・スポーツ大会等については一律に自粛の要請を行わないこととされていることから、国内の修学旅行等についても、臨時休業等の措置を講じている学校を除き、自粛を求める状況ではないと認識していること。

- 4 海外修学旅行については、引き続き外務省の渡航関連情報及び感染症危険情報等を注視し、適切に対応すること。なお、メキシコへの海外修学旅行等については、4月28日付け事務連絡「新型インフルエンザに関する対応について」において、自粛を

含め再検討するよう学校に指導することとしていたが、5月22日、外務省のメキシコへの渡航情報が変更されたため、メキシコ以外の国への渡航と同様の扱いとすること。

(参 考)

- (別紙1) 基本的対処方針(新型インフルエンザ対策本部 平成21年5月22日改定)
- (別紙2) 「基本的対処方針」等のQ&A
- (別紙3) 医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針(平成21年5月22日厚生労働大臣決定)
- (別紙4) 新型インフルエンザ対策行動計画等(抜粋)

○文部科学省新型インフルエンザ電話相談窓口

対応時間：午前9時～午後6時30分(平日、休日ともに)

電話番号：03-6734-2957

○参考ホームページ

(首相官邸ホームページ)

<http://www.kantei.go.jp/jp/kikikanri/flu/swineflu/index.html>

(厚生労働省ホームページ)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/index.html>

(外務省ホームページ)

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

(文部科学省ホームページ)

http://www.mext.go.jp/a_menu/influtaisaku/

<臨時休業(休校)の状況について>

文部科学省のホームページに臨時休業(休校)の状況を掲載しておりますので、参考までにお知らせいたします。

http://www.mext.go.jp/a_menu/influtaisaku/syousai/1266888.htm

【本件連絡先】

文部科学省：03-5253-4111(代表)

- 学校保健・その他：スポーツ・青少年局学校健康教育課保健指導係(内2918)
- 国内修学旅行：初等中等教育局児童生徒課生徒指導調査分析係(内3057)
- 海外修学旅行・高校生留学・帰国児童生徒の受入れ：初等中等教育局国際教育課国際理解教育係(内3562)
- 国立大学附属学校：高等教育局大学振興課教員養成企画室教育大学係(内3498)
- 私立学校：高等教育局私学部私学行政課法規係(内2532)
- 専修学校・各種学校：生涯学習政策局生涯学習推進課専修学校第一係(内2939)
- 社会教育施設：生涯学習政策局社会教育課法規係(内2973)
- 社会体育施設：スポーツ・青少年局企画・体育課施設係(内2672)
- 文化施設：文化庁文化部芸術文化課推進係(内3163)

基本的対処方針

政府においては、今回の新型インフルエンザの発生は、国家の危機管理上重大な課題であるとの認識の下、その対策に総力を挙げて取り組んでいるところであるが、現在、兵庫県、大阪府等で患者数が急増している状況にある。

今後、国内で感染が拡大していく事態も想定に入れながら、国内対策を強化していく必要がある。

今回の新型インフルエンザ（A／H1N1）は、

- ① 感染力は強いが、多くの感染者は軽症のまま回復しており、
- ② 抗インフルエンザウイルス薬の治療が有効であるなど、

季節性インフルエンザと類似する点が多い。

他方、季節性インフルエンザとの最大の違いは、季節性インフルエンザでは、高齢者が重篤化して死亡する例が多いのに対し、今回の新型インフルエンザでは、海外の事例によれば、基礎疾患（糖尿病、ぜん息等）を有する者を中心に重篤化し、一部死亡することが報告されている。

政府の現行の「新型インフルエンザ対策行動計画」等については、強毒性の鳥インフルエンザ（H5N1）を念頭に策定されたものであるが、今回のウイルスの特徴を踏まえると、①国民生活や経済への影響を最小限に抑えつつ、感染拡大を防ぐとともに、②基礎疾患を有する者等を守るという目標を掲げ、対策を講じることが適当である。

このため、今後も行動計画をそのまま適用するのではなく、この基本的対処方針により、地域の実情に応じた柔軟な対応を行っていく必要がある。

政府としては、自治体、医療機関、事業者や関係団体と連携・協力し、国民の協力を得ながら、当面、次の措置を講ずることとする。

一．国内外の情報収集と国民への迅速かつ的確な情報提供を行う。

（一）国際的な連携を密にし、WHOや外国の対応状況等に関する情報収集に努力する。

（二）国内サーベイランスを強化し、各地の感染状況を迅速に把握するとともに、患者や濃厚接触者が活動した地域等の範囲について国民に迅速に情報提供を行う。

- 二. 患者や濃厚接触者が活動した地域等において、地域や職場における感染拡大を防止するため、次の措置を講ずる。
- (一) 積極的疫学調査を徹底する。
 - (二) 外出については、自粛要請を行わない。ただし、外出に当たっては、人混みをなるべく避けるとともに、手洗い、混み合った場所でのマスク着用、咳エチケットの徹底、うがい等を呼びかける。
 - (三) 事業者や学校に対し、時差通勤・時差通学、自転車通勤・通学等を容認するなど従業員や児童・生徒等の感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請する。
 - (四) 集会、スポーツ大会等については、一律に自粛要請は行わない。ただし、主催者に対し、感染の広がりを考慮し、当該集会等の開催の必要性を改めて検討するとともに、感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請する。
 - (五) 学校・保育施設等の臨時休業の要請についての運用指針は、厚生労働大臣が別途定める。（「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」参照。）

(六) 事業者に対しては、事業自粛の要請を行わない。

ただし、事業運営において感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請する。

三. 医療の確保についての運用指針は、厚生労働大臣が別途定める。（「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」参照。）

四. 患者や濃厚接触者が活動した地域等への抗インフルエンザウイルス薬、検査薬、マスク等の円滑な供給を関連事業者に要請する。

五. 患者や濃厚接触者が活動した地域等における国民生活の維持を図る。

(一) 電気・ガス・水道、食料品・生活必需品等の事業者に対する供給体制の確認や事業継続に向けた注意喚起を行う。

(二) 従業員の子ども等が通う保育施設等が臨時休業になった場合における当該従業員の勤務について、事業者に対し、配慮を行うよう要請する。また、医療従事者等の子ども等が通う保育施設等が臨時休業となった場合、保育等を確保するための方策を講ずる。

(三) 在宅の障害者や高齢者等について、必要に応じ状

況を踏まえて支援を行う。

六. パンデミックワクチンの早急な開発・製造に取り組む。

七. 今回のウイルスの特徴を踏まえ、水際対策のあり方を見直す。

(一) 検疫についての運用指針は、厚生労働大臣が別途定める。（「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」参照。）

(二) 海外発生国の状況に応じた感染症危険情報を適宜発出するとともに、海外発生国の在外邦人に対する支援を行う。

八. 必要に応じ、次の措置を講ずる。

(一) 食料品・生活必需品等の購入に当たっての消費者の適切な行動を呼びかける。

(二) 社会混乱に乗じた各種犯罪の取締り等治安の維持に当たる。

平成 21 年 5 月 22 日

「基本的対処方針」等の Q & A

- (問 1) 今般の新型インフルエンザの特徴をどのように考えればよいか。
- (問 2) 今般の新型インフルエンザ対策の目標は、何か。
- (問 3) 今回、「基本的対処方針」が改定されたが、「確認事項」の位置づけ如何。
- (問 4) 従来の「新型インフルエンザ対策行動計画」や「新型インフルエンザ対策ガイドライン」と「基本的対処方針」は、どのような関係にあるのか。
- (問 5) なぜ、「基本的対処方針」を改定したのか。
- (問 6) 症状は季節性インフルエンザと同じ程度という意見もあるが、国内での感染防止策については、学校の臨時休業など不必要に強い措置となっているのではないか。
- (問 7) 「基本的対処方針」の「二。」における「患者や濃厚接触者が活動した地域等」の具体的範囲如何。
- (問 8) 外出に当たり、必ずマスクを着用する必要があるのか。
- (問 9) 公共交通機関におけるマスク着用についてはどのように考えればよいのか。
- (問 10) 誰が国民や事業者に対し、呼びかけや要請を行うのか。
- (問 11) この基本的対処方針については、どのような方法で市町村に伝達されるのか。
- (問 12) 国は、不要不急の外出の自粛や集会、スポーツ大会等の開催の自粛、事業活動の縮小・自粛を求めているのか。
- (問 13) 集会やスポーツ大会は、中止しなければならないのか。
- (問 14) 米国では、学校閉鎖（臨時休業）は行っていないのに、どうして我が国で行うのか。
- (問 15) 学校の中では、どうして大学だけ取扱いが異なるのか。
- (問 16) 感染の初期、患者発生が少数である場合に、学校・保育施設の臨時休業は、地域の学校等の全てを対象にする必要があるのか。特定の学校等の臨時休業や学級閉鎖では足りないのか。
- (問 17) 急速に患者数が増加してきた場合、地域の学校・保育施設等の全てを対象に臨時休業の要請をする必要はないのか。

- (問 18) 県境の市町村で感染が確認された場合、隣接する都道府県にはどのような方法で情報提供されるのか。
- (問 19) 臨時休業の対象となる学校・保育施設等の「等」にはどのような施設が含まれるのか。
- (問 20) 保育施設等の臨時休業は、都道府県が要請するとされているが、どのように行うのか。
- (問 21) 保育施設等が臨時休業になり、子どもを預かれなくなる場合、共働き家庭はどうすればよいのか。また、短期入所・通所介護等を行う事業所が臨時休業になり、高齢者が利用できなくなる場合、当該高齢者を介護しなければならない家族は勤務をどうすればよいのか。
- (問 22) 保育施設や高齢者の短期入所・通所介護等を行う事業者が臨時休業になった場合、保育サービスや介護サービスを確保するための方策を考えているか。また、その対象者如何。
- (問 23) 保育施設については、臨時休業になった場合に従業員の勤務に配慮するよう要請するとされているが、学校の場合は要請しないのか。
- (問 24) 在宅の障害者や高齢者等の支援とは、どのようなものか。
- (問 25) 事業主については、事業運営において感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請する等とされているが、従業員向けの対策として、具体的にはどのようなことが考えられるか。
- (問 26) 事業主については、事業運営において感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請するとされているが、利用客への対策として、具体的にはどのようなことが考えられるか。
- (問 27) 従業員が発症した場合、同じ職場の従業員全員を自宅待機させ、営業を中止する必要があるか。
- (問 28) 機内検疫及び停留はとりやめるのか。
- (問 29) 国では、各省庁の事業や職員について、どのような措置を講ずるのか。

平成21年5月22日

「基本的対処方針」等のQ & A

(問1) 今般の新型インフルエンザの特徴をどのように考えればよいか。

(答)

1. 今回の新型インフルエンザ (A/H1N1) は、
 - ① 感染力は強いが、多くの感染者は軽症のまま回復しており、
 - ② 抗インフルエンザウイルス薬の治療が有効であるなど、季節性インフルエンザと類似する点が多い。
2. 他方、季節性インフルエンザとの最大の違いは、季節性インフルエンザでは、高齢者が重篤化して死亡する例が多いのに対し、今回の新型インフルエンザでは、海外の事例によれば、基礎疾患（糖尿病、ぜん息等）を有する者を中心に重篤化し、一部死亡することが報告されている。
3. なお、潜伏期間は1日から7日とされている。

(問2) 今般の新型インフルエンザ対策の目標は、何か。

(答)

今般の新型インフルエンザ対策の実施に当たっては、(問1) のようなウイルスの特徴を踏まえ、

- ① 国民生活や経済への影響を最小限に抑えつつ、感染拡大を防ぐとともに、
- ② 基礎疾患を有する者等を守る

という目標を掲げている。

(問3) 今回、「基本的対処方針」が改定されたが、「確認事項」の位置づけ如何。

(答)

「確認事項」(平成21年5月16日新型インフルエンザ対策本部幹事会決定)は、新型インフルエンザの患者が国内で初めて確認された時点において講ずべき措置をまとめたものであり、状況が変化していることから、「確認事項」のうち、今後も引き続き実施すべきものについては、今回の「基本的対処方針」に盛り込んでいる。

(問4) 従来の「新型インフルエンザ対策行動計画」や「新型インフルエンザ対策ガイドライン」と「基本的対処方針」は、どのような関係にあるのか。

(答)

1. 政府の従来の新型インフルエンザ対策については、弱毒性ではあるが病原性の高いスペインかぜや強毒性の鳥インフルエンザ(H5N1)に由来する新型インフルエンザも念頭に置きながら、「新型インフルエンザ対策行動計画」及び「新型インフルエンザ対策ガイドライン」として整理している。
2. しかし、今般のウイルスは、現時点では、軽症の方が多いという特徴を持ち、「新型インフルエンザ対策行動計画」が念頭に置いていた健康被害の程度とはかなり異なっている。
2. このため、今般のウイルスの特徴に鑑み、国民生活

や経済への影響を最小限に抑えることが適当と考えており、行動計画等をそのまま適用するのではなく、「基本的対処方針」により、地域の実情に応じた柔軟な対応を行っていくこととしている。

(問5) なぜ、「基本的対処方針」を改定したのか。

(答)

1. 我が国の現状を見ると、患者が全国的に発生している状況にはないが、患者数が急増している地域が見られる。
2. この状況を「新型インフルエンザ対策行動計画」が示している段階に当てはめれば、「第2段階：国内発生早期」であることに変わりはないが、今後、国内で更に感染が拡大していく事態も想定しつつ、地域の実情に応じた柔軟な対応を行っていく必要があることから、現状を踏まえ、政府として当面講ずべき措置をとりまとめたところである。
3. 国内で感染拡大が進めば、さらに、状況に応じた対応を検討していくこととなる。

(問6) 症状は季節性インフルエンザと同じ程度という意見もあるが、国内での感染防止策については、学校の臨時休業など不必要に強い措置となっているのではないか。

(答)

1. 当面の措置として掲げている事項は、咳エチケットなど季節性のインフルエンザ対策と共通のものもある

が、今回の新型インフルエンザについては、専門家諮問委員会の意見によれば、

- ① 現時点では、基本的には国民に新型インフルエンザウイルスH1N1に対する免疫がないと考えるべきであり、かつ、それに対応するワクチンが存在しないこと
- ② 基礎疾患（慢性疾患）を有する者を中心に重症化する傾向があり、一部死亡例が報告されていること
- ③ ウイルスの感染力やウイルスがもたらす病原性等について未解明な部分があること
- ④ 感染を繰り返すことにより、ウイルスが変異する可能性があること

等から、症状は季節性インフルエンザに類似するとしても、慎重に対応する必要があると考えられる。

2. このため、専門家諮問委員会の意見に基づき、国内での感染防止策として、

- ① 積極的疫学調査の徹底
- ② 集会・スポーツ大会等の主催者に対する感染機会を減らすための工夫の要請
- ③ 学校・保育施設等の臨時休業の要請
- ④ 事業者に対する事業運営における感染機会を減らすための工夫の検討の要請

等の措置を講ずることとしたものである。

3. 事業者等に講じていただく措置については、関係者に一律に強制するものではなく、それぞれの実情に応じて柔軟に取り組んでいただければよいと考えている。

(問7)「基本的対処方針」の「二。」における「患者や濃厚接触者が活動した地域等」の具体的範囲如何。

(答)

1. 積極的疫学調査により、患者や濃厚接触者が活動したことが判明した地域等を包含する区域(市区町村等)である。しかしながら、それらの者の行動や2次接触者を完全に追うことは困難であることから、国民や事業者への呼びかけや要請については、実際の状況を踏まえ、広めの地域(複数の市区町村、都道府県等)で行うことも考えられる。
2. いずれにせよ、この「患者や濃厚接触者が活動した地域等」の範囲については、自治体からの情報に基づき、患者が発生する都度、厚生労働省から発表されている。

(問8)外出に当たり、必ずマスクを着用する必要があるのか。

(答)

1. マスクは、咳やくしゃみによる飛沫及びそれらに含まれるウイルス等病原体の飛散を防ぐという効果が高いものであり、混み合った場所、特に屋内や乗り物など換気が不十分で閉鎖的な場所に入るときに着用することが勧められる。
2. 屋外などでは、相当混み合っていない限りあえてマスクを着用する必要はない。また、施設や乗り物についても空いていれば、マスクを着用する必要はない。
(目安としては対面する人と人の距離が1～2メートル

ル)

3. ただし、外出に当たっては、マスクをいつでも着用できるように、準備しておくことが望ましい。

(問9) 公共交通機関におけるマスク着用については、どのように考えればよいのか。

(答)

例えば、「患者や濃厚接触者が活動した地域」内に停車する電車については、混み合った車内でのマスク着用を呼びかけることになる。一番重要なことは、発熱、くしゃみ、咳などを有する方には早めにマスクをつけていただくことである。

(問10) 誰が国民や事業者に対し、呼びかけや要請を行うのか。

(答)

1. 全体として、内閣官房や厚生労働省から、広報や通知等により、国民に対する呼びかけ、自治体や関係団体への周知を行うとともに、これに加えて、関係省庁からも自治体関係部局や関係団体に周知することになる。
2. 周知については、1. のとおり複数のルートで行うこととなるが、個々の項目における関係機関間の役割分担については、次のとおりである。
 - ① 人混みを避けることや咳エチケット等の呼びかけについては、厚生労働省や自治体が行っている。
 - ② 事業者や学校の時差通勤・通学等については、関

係省庁や自治体から関係団体や学校等に要請している。

- ③ 集会・スポーツ大会等については、自治体から要請している。
- ④ 学校・保育施設等の臨時休業については、自治体（都道府県の新型インフルエンザ対策本部、保健衛生部局等）が要請している。
- ⑤ 事業者の事業運営の工夫については、関係省庁が関係団体に要請している。
- ⑥ 従業員の子ども等が通う保育施設等が臨時休業になった場合における当該従業員の勤務への配慮については、厚生労働省や自治体が事業者団体に要請している。

（問 1 1）この基本的対処方針については、どのような方法で市町村に伝達されるのか。

（答）

厚生労働省は速やかに都道府県、保健所設置市、特別区に伝達する予定であり、その他の市町村については都道府県を通じ伝達いただくこととしている。

（問 1 2）国は、不要不急の外出の自粛や集会、スポーツ大会等の開催の自粛、事業活動の縮小・自粛を求めているのか。

（答）

1. 今次の新型インフルエンザについては、基礎疾患を有する者を中心に重篤化する傾向が見られ、注意を要

するものの、適切な治療を早期に受けることにより、多くの方が順調に回復している。

2. このため、政府としては、現時点においては、外出の自粛、集会・スポーツ大会等の開催の一律の自粛、事業活動の縮小等を要請することは考えていない。

(問13) 集会やスポーツ大会は、中止しなければならないのか。

(答)

1. 政府としては、集会やスポーツ大会について一律に自粛要請を行う考えはなく、主催者において、感染の広がりを考慮しつつ、開催の必要性を改めて検討していただくこととなる。
2. また、開催する場合には、病み上がりや体調不良気味、発熱症状のある方には参加や観戦を遠慮してもらうよう徹底して呼びかける、屋外においては、人と人が近い距離で接触しない（目安として対面距離1～2メートル）ようにするなど、運営方法を検討していただく必要がある。
3. 現在、患者が発生している地域では、試験、研修、講習会なども中止する傾向が見られるが、むやみに自粛するのではなく、社会的に必要性が高い集まりについては、感染拡大防止策（※）を講じつつ開催することが考えられる。

※ 例えば、①病み上がりの方、体調不良気味の方、発熱症状のある者は参加しないよう呼びかける、②参加者同士の席を離す、③まめに換気を行う、④入口に速

乾性アルコール消毒を設置するなどの措置が考えられる。

(問14) 米国では、学校閉鎖（臨時休業）は行っていないのに、どうして我が国で行うのか。

(答)

1. 季節性インフルエンザについても、米国では、通常、学校閉鎖は行わないが、今般の新型インフルエンザ対策では学校閉鎖を行った事例もあり、また一旦休校を解除した後、患者発生状況から再び学校閉鎖を行った地区もある。
2. 我が国では、従来から、季節性インフルエンザでも日常的に学校閉鎖（臨時休業）等を行っており、新型インフルエンザについても、このような事情を勘案する必要がある。

(問15) 学校の中では、どうして大学だけ取扱いが異なるのか。

(答)

大学については、多数の児童・生徒が長時間1つの部屋で隣り合って授業を行う小・中・高校と授業形態がかなり異なること、また、複数のキャンパスがある場合があるなど、各大学によって状況が異なることから、一律の取扱いとせず、各大学に対し、休業も含め、できる限り感染が拡大しないための運営方法を工夫するよう要請することとしている。

(問16) 感染の初期、患者発生が少数である場合に、

学校・保育施設等の臨時休業は、地域の学校等の全てを対象にする必要があるのか。特定の学校等の臨時休業や学級閉鎖では足りないのか。

(答)

1. 学校・保育施設等については、専門家諮問委員会の意見を踏まえ、人口密度、通学圏、生活圈域等を考慮しつつ、原則として、市区町村の一部又は全域、場合によっては都道府県全域で臨時休業を要請することとしている。
2. 学校等は、児童・生徒を通じ地域の主たる感染源となりうること、ウイルスの特徴にまだ不明な点があるため慎重に対応する必要があること、感染拡大防止から、特定の学校等や学級の閉鎖にとどまらず、原則として、一定の地域単位で休業を要請することとしている。
3. しかし、学校間の距離が離れている場合など地理的条件が整えば、特定の学校のみでの臨時休業で感染拡大を防止できることもありうることから、地域の実情に応じ、弾力的に判断していただきたい。
4. また、臨時休業を解除した後に、患者が発生した学校・保育施設等については、都道府県（都道府県の新型インフルエンザ対策本部、保健衛生部局等）が個々の施設ごとに臨時休業の要請を行うこととなる。

(問17) 急速に患者数が増加してきた場合、地域の学校・保育施設等の全てを対象に臨時休業の要請をする必要はないのか。

(答)

1. 地域において急速に患者数が増加している場合には、広範囲の地域で学校・保育施設等の臨時休業を行うことは、感染拡大防止には効果が薄いため、地域の学校等の全てを対象に臨時休業の要請をする必要はないと考える。
2. ただし、患者が多く発生している学校等において、当該学校等に通学する児童・生徒等を感染から守るために臨時休業等を行うことには意義があることから、季節性のインフルエンザと同様の対応として、特定の学校の臨時休業や学級閉鎖等の措置が考えられる。

(問 1 8) 県境の市町村で感染が確認された場合、隣接する都道府県にはどのような方法で情報提供されるのか。

(答)

感染が確認された場所の最寄りの保健所を管轄する都道府県、市又は特別区が公表するとともに、厚生労働省から全国の都道府県に対して情報提供を行うこととしている。

(問 1 9) 臨時休業の対象となる学校・保育施設等の「等」にはどのような施設が含まれるのか。

(答)

高齢者の短期入所生活介護、通所介護、障害児又は障害者の短期入所、就労移行支援等の日中活動を行う障害

福祉サービス事業所、通所施設（通所授産施設、知的障害児通園施設等）の他、児童館や放課後児童クラブなどが含まれる。

※ 小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）はその事業全てを臨時休業の対象とするわけではないが、提供するサービスのうち、短期入所・通所に相当するサービスについては自粛を要請することとなる。

（問20）保育施設等の臨時休業は、都道府県が要請するとされているが、どのように行うのか。

（答）

1. 保育サービスの場合、臨時休業の要請は、都道府県の新型インフルエンザ対策本部等が保育担当部局と連携し、患者や濃厚接触者が活動した地域等に含まれる市町村と相談した上で都道府県が市町村に対して行い、当該市町村が保育サービスの提供主体に対し、要請を行う。
2. これらの保育サービス以外の社会福祉施設等（短期入所・通所介護等を行う事業所に限る。）に対する臨時休業の要請は、都道府県の新型インフルエンザ対策本部等が社会福祉施設等の担当部局と連携し、患者や濃厚接触者が活動した地域等に含まれる市町村と相談した上で都道府県が行うことを基本とし、社会福祉施設等への要請は、都道府県から直接、あるいは市町村の協力を得て市町村経由で行うこととなる。

（問21）保育施設が臨時休業になり、子どもを預かれなくなる場合、共働き家庭はどうすればよいのか。

また、短期入所・通所介護等を行う事業所が臨時休業になり、高齢者が利用できなくなる場合、当該高齢者を介護しなければならない家族は勤務をどうすればよいのか。

(答)

事業主には、育児や介護のために休まざるを得なくなった従業員について、休暇取得や短時間勤務、在宅勤務等を認めるなど配慮していただきたいと考えており、厚生労働省や自治体から事業者団体に対し、その旨を要請しているところである。

(問22) 保育施設や高齢者の短期入所・通所介護等を行う事業所が臨時休業になった場合、保育サービスや介護サービスを確保するための方策を考えているか。また、その対象者如何。

(答)

1. 臨時休業を行うとした場合にも、医療関係業務に従事する保護者等で保育サービスの利用が必要となる場合には、子どもを少人数に分け、小規模で保育を行ったり、現に勤務している保育士の自宅での臨時的な一時預かりなど既存の保育サービス資源を活用した対応について、厚生労働省から都道府県を通じて市町村に対し、配慮要請を行ったところである。
2. 高齢者の短期入所、通所介護等については、居宅介護支援事業者、訪問介護事業者を含め、関係事業者間で連携の上、必要性の高い利用者を優先しつつ、訪問介護事業者等が代替サービスを提供することによって、

必要な介護サービスを確保するよう厚生労働省や自治体から事業者に対し、要請をしている。

3. なお、訪問介護サービス等については、当該地域においても、手洗いやうがい、マスクの着用等、感染防止策を徹底して、通常通りサービスを提供することとしている。

(問23) 保育施設については、臨時休業になった場合に従業員の勤務に配慮するよう要請するとされているが、学校の場合は要請しないのか。

(答)

1. 従来から、学校が臨時休業となった場合、当該学校に児童・生徒を通わせている従業員に配慮するよう、事業主に要請を行うことはしていない。
2. しかし、保育施設については、
 - ① 学校と異なり、就学前の乳幼児についての保育を行う場所であること
 - ② 夏休み等がある学校と異なり、本来、その性格上、休業は想定されていないことなどから、改めて事業主に要請することが必要と考えられる。

(問24) 在宅の障害者や高齢者等への支援とは、どのようなものか。

(答)

1. 在宅の障害者や高齢者等への訪問介護等の支援については、問23を参照されたい。

2. また、市町村においては、必要に応じ状況を踏まえて、市町村の事業等を活用するなどして、在宅の高齢者への見回りや食事提供等の支援を行うことが考えられる。

(問25) 事業主については、事業運営において感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請する等とされているが、従業員向けの対策として、具体的にはどのようなことが考えられるか。

(答)

1. 各事業主においては、従業員の健康管理を徹底するとともに、例えば、発熱症状のある者については、発熱相談センターへの相談、自宅待機等を実施するなどの対応を検討していただくことが必要と考えられる。
2. また、ラッシュ時の公共交通機関の利用を避けるための時差通勤、自転車通勤等を検討していただくことが必要と考えられる。
3. それぞれの事業主において、地域の感染状況を注視するとともに、「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」の「基本的な新型インフルエンザ対策」を参考に、例えば、手洗い、咳エチケット、職場の清掃・消毒の措置について、検討していただく必要がある。

(注)「事業者・職場における新型インフルエンザガイドライン」P.114
に記載する感染防止策の例において、

- ・業務の絞込み（不要不急の業務の一時停止）
- ・患者の入場防止のための検温
- ・訪問者の氏名、住所の把握

といった措置までは、検討する必要はないと考えている。

（問26）事業主については、事業運営において感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請するとされているが、利用客への対策として、具体的にはどのようなことが考えられるか。

（答）

1. 特に娯楽施設や飲食店などの集客施設については、利用者間で感染が生じないようにするための工夫を検討する必要があり、例えば、
 - ① 病み上がりの方、体調不良気味の方、発熱症状のある方には利用を遠慮していただくこと
 - ② 利用客が多くない場合に利用客間の席を離すこと
 - ① 利用客が施設内で発症した場合に備えること
 などが考えられる。
2. それぞれの事業主において、地域の感染状況を注視するとともに、業態や施設の特徴に応じた工夫を検討していただく必要がある。

（問27）従業員が発症した場合、同じ職場の従業員全員を自宅待機させる必要があるか。

（答）

発症した従業員と濃厚接触した同僚を自宅待機させる

ことは必要と考えられるが、発熱相談センターや保健所の判断により、濃厚接触者でないとされた者についてまで自宅待機を命ずることは適当でない。

(問28) 機内検疫及び停留をとりやめるのか。

(答)

1. 水際対策の目的は、ウイルスの国内侵入を可能な限り遅らせ、その間に医療体制の整備など国内対策の準備を進めるための時間を稼ぐことにある。当初、メキシコで新型インフルエンザによる死者が多数出ていることが報道されたが、その時点では、病原性が不明であり、国家の危機管理に関わる問題として、水際対策を強化することとした。
2. しかし、症例の蓄積により、患者には軽症者が多いというウイルスの特徴が確認されたことから、水際対策のあり方を見直すこととした。
3. 具体的には、入国時の検疫対応等については、健康状態質問票に基づく確実な健康状態の把握に力点を置いた検疫を行うこととし、ブース検疫を行う。ただし、検疫前の通報において、明らかに有症者がいる場合は、状況に応じ、機内検疫を行う。
4. また、患者が発見されれば、隔離及び適切な医療の提供を行い、患者の濃厚接触者に対しては、外出自粛要請と健康監視を行う。

(問29) 国では、各省庁の事業や職員について、どのような措置を講ずるのか。

(答)

国においては、職場における感染や事業を通じた感染を防止するため、各省庁において、例えば、次の工夫を行うこととしている。

- 全職員に対し、外出に当たっては、人混みをなるべく避けるとともに、手洗い、混み合った場所でのマスク着用、咳エチケットの徹底、うがい等を呼びかける。
- 通勤途上の感染機会を減らすため、時差通勤等の方策を検討する。
- 自転車等による通勤のための駐輪場の確保を検討する。
- 職員の健康管理を徹底する。
- 健康上具合の悪い職員は、早めに休むよう呼びかける。
- 職員に対し、発熱症状やインフルエンザ様症状のある場合には発熱相談センターに相談した上、その結果を職場に連絡させ、当該職員は病気休暇を取得するよう呼びかける
- 職員が感染者と濃厚接触した可能性がある場合には、発熱相談センターに相談の上、その結果を職場に連絡させ、必要に応じ、特別休暇を取得するよう呼びかける。
- 職場における手洗い・手指消毒、咳エチケットの徹底、うがい等を呼びかける。また、庁舎の入口等に速乾性アルコール製剤を設置する。
- 職場において不特定多数の者が触れる場所や発症者が触れた場所については、清掃・消毒を徹底する

- 各省庁が主催する集会、スポーツ大会等については、当該集会等の必要性の再検討や感染機会を減らすための工夫の検討を行う。
- 職員の子ども等が通う保育施設等が臨時休業になった場合、年次休暇の取得を原則とするが、可能であれば、早出遅出勤務や在宅勤務の活用等、当該職員の勤務のあり方を検討する。
- 来訪者については、例えば、庁舎の入口にポスターや看板を設置するなどして、発熱等の症状を有する者が庁舎内や執務室内へ入館しないよう対応を検討する。
- 窓口業務等対面で業務を行う場合には、例えば、マスクを着用する、対面する人と人との距離が1～2メートルとなるようにするなどの感染防止策を検討する。
- 庁舎内で発症者が出た場合の対応について検討する。

医療の確保、検疫、学校・保育施設等の 臨時休業の要請等に関する運用指針

1. 基本的考え方

(今回の新型インフルエンザの性質)

今回の新型インフルエンザ（A/H1N1）は、

① 感染力は強いが、多くの感染者は軽症のまま回復しており、

② 抗インフルエンザウイルス薬の治療が有効である

など、季節性インフルエンザと類似する点が多い。

他方、季節性インフルエンザとの最大の違いは、季節性インフルエンザでは、高齢者が重篤化して死亡する例が多いのに対し、今回の新型インフルエンザでは、海外の事例によれば、基礎疾患（糖尿病、ぜん息等）を有する者を中心に重篤化し、一部死亡することが報告されている。

潜伏期間は1日から7日とされている。

(我が国の患者発生状況)

患者の発生状況は現在のところ、兵庫県、大阪府等で患者数が急増している状況にある。今後、感染が拡大していけば、基礎疾患を有する者等への対応にさらに注意を払う必要がある。

ちなみに、現時点では、患者は、特定の年齢層（高校生・中学生）が中心である。

(基本的考え方)

今後の新型インフルエンザ対策については、これまでの国内外の疫学的知見を参考にすると、対策の目的は二つに集約される。

すなわち、

- ・ 感染のさらなる拡大を防ぐこと
- ・ 特に、基礎疾患を有する者等重症化しやすい人が新型インフルエンザに感染して重篤な状況になることを防ぐことに努力を集中すること

を目的として対策を講じる。

「新型インフルエンザ対策行動計画」では、各段階ごとに対策が定められている。一方、兵庫県、大阪府等の経験で得られた疫学的知見に基づくと、各地域の感染レベルが異なる現時点では、行動計画をそのまま適用するのではなく、第三段階（特に感染拡大期及びまん延期）にとることとされている対策を弾力的に行うことも必要である。

運用においては、感染者・患者の発生した地域を以下のとおり、大きく2つのグループに分けることができる。どちらの地域であるかは、厚生労働省と相談の上、各都道府県、保健所設置市等が判断する。

2. 地域における対応について

(1) 感染の初期、患者発生が少数であり、感染拡大防止に努めるべき地域

① 発生患者と濃厚接触者への対応

患者（患者と疑われる者を含む。）については、新たに濃厚接触による感染者を増やさないよう、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき、感染症指定医療機関等への入院とし、抗インフルエンザウイルス薬を用いて適切に治療し、新たな感染を防ぎ、感染源を減らすよう努める。

積極的疫学調査を実施し、患者の濃厚接触者に対し、外出自粛など感染者を増やさないような行動を要請すると同時に、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与と健康観察を行う。これにより、患者からウイルスの暴露を受けた者が、新たな患者となり、地域内に感染を拡大させることを防止する。

また、医療従事者や初動対応要員等がウイルスに暴露し、感染した可能性が高い場合には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

② 医療・発熱外来

患者については、インフルエンザ様症状が見られた場合には、まずは、発熱相談センターに電話で相談し、その後、指示された発熱外来を受診する。

③ 学校・保育施設等

感染の初期においては、学校（大学を除く。以下同じ）・保育施設等の臨時休業は感染拡大防止に効果がある。したがって、発生した患者が学校・保育施設等に通う児童・生徒等である場合、また、発生した患者が児童・生徒等以外であっても、二次感染が生じ、さらに感染拡大のおそれがある場合、学校・保育施設等については、市区町村の一部又は全部、場合によっては都道府県の全部での臨時休業を要請する。

休業の要請については、一週間ごとに検討を行い、感染状況を踏まえ、症状がある者を休ませるなど感染防止策の徹底を前提とした上で、臨時休業の解除を要請する。

解除後に患者が発生した学校・保育施設等については、個別に臨時休業を要請する。

大学に対しては、休業も含め、できる限り感染が拡大しないための運営方法を工夫するよう要請する。

(2) 急速な患者数の増加が見られ、重症化の防止に重点を置くべき地域

① 発生患者と濃厚接触者への対応

当該地域においての感染対策の最大の目標は、基礎疾患を有する者等の重篤化を最小限に抑えることである。

基礎疾患を有する者等は初期症状が軽微であっても優先して入院治療を行う。

また、基礎疾患を有する者等であるかどうか明確でない人でも重症化の兆候が見られたら、速やかに入院治療を行う。一方、軽症者は、自宅で服薬、療養し、健康観察を実施する。

自宅療養する軽症者の家族の中で基礎疾患を有する者等がいる場合は、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

その他は、予防投与は行わない。

基礎疾患を有する等の医療従事者や初動対応要員等がウイルスに暴露し、感染した可能性が高い場合には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

② 医療・発熱外来

患者数の増加に伴い、発熱外来の医療機関数を増やす。

関係者の協力の下、対応可能な一般の医療機関においても、発熱外来の機能を果たすとともに、患者の直接受診を行うことを可能とする。

この場合、外来においては、一般の患者と新型インフルエンザ患者が動線にて交わらないよう、入口等を分ける、あるいは診療時間帯を分けるなど最大の注意を払う。特に、基礎疾患を有する者等へ感染が及ばないよう十分な感染防止措置を講ずる。

また、入院についても、当該地域においては、感染症指定医療機関以外の一般病院でも、重症者が入院する可能性があるため、一般病院においても重症者のための病床を確保する。その場合も、特に入院中の基礎疾患を有する者等への感染防止に努める。

③ 学校・保育施設等

地域において急速に患者数が増加している場合には、広範囲の地域で学校・保育施設等の臨時休業を行うことは、感染拡大防止には効果が薄い。しかし、学校・保育施設等で患者が多く発生した場合、当該学校・保育施設等の児童・生徒等を感染から守るために、当該学校・保育施設等について、その設置者等の判断により臨時休業を行う。つまり、季節性インフルエンザと同様の対応となる。

大学に対しては、休業も含め、できる限り感染のスピードを遅らせるための運営方法を工夫するよう要請する。

3. 確定診断について

今回の新型インフルエンザは季節性インフルエンザと症状が似ていることにかんがみ、患者が発生していない地域であっても、学級閉鎖などインフルエンザ様症状を有する者の増加等が見られる場合、新型インフルエンザかどうかを判別するために、新型インフルエンザウイルスの確定診断のための検査（PCR検査）を積極的に活用し、感染の実態をいち早く把握することが重要である。

一定以上の患者が発生している場合、PCR検査については、新たな地域での患者発生を把握する観点から、患者が発生していない地域からの検体を優先して検査を実施するなど、検査に優先順位をつけて運用して差し支えない。

今後は、PCR検査は、新型インフルエンザ発生国あるいは発生地域において患者との接触が強く疑われ、かつ、発熱等の症状がある者に対し、優先的に行う。なお、季節性インフルエンザのサーベイランスを強化し、新型インフルエンザの発生動向を捉える。

4. 検疫について

水際対策に関して、入国時の検疫対応等については、健康状態質問票に基づく確実な健康状態の把握に力点を置いた検疫を行うこととし、具体的にはブース検疫を行う。ただし、検疫前の通報において、明らかに有症者がいる場合は、状況に応じ、機内検疫を行う。

なお、検疫において患者を確認した場合は、当該患者については引き続き隔離措置とする。濃厚接触者に対しては、停留を行わず外出自粛を要請するなど、より慎重な健康監視とし、居住地等の都道府県等に対して速やかに連絡をとる。

また、その他の同乗者については、健康監視の対象とはせず、健康状態に異常がある場合には、発熱相談センターへの連絡を徹底する。

○新型インフルエンザ対策行動計画（抜粋）

（新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議 平成21年2月改定）

（第二段階 国内発生早期）

〔国内での感染拡大防止〕

予防・まん延防止

- ・ 都道府県等又は業界団体等に対し、発生地域の住民や関係者に対して次の要請を行うよう依頼し、又は直接要請を行う。

○学校、通所施設等の設置者に対し、臨時休業及び入学試験の延期等を行うよう要請する。（厚生労働省、文部科学省）

○新型インフルエンザ対策ガイドライン(抜粋)

（新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議 平成21年2月17日）

「感染拡大防止に関するガイドライン」(抜粋)

第3章 各段階における対策

1. 第二段階における感染拡大防止対策

3) 地域対策及び職場対策

（学校等）

- ・ 都道府県は、管内で新型インフルエンザが発生して、感染症法第15条の規定に基づく積極的疫学調査を実施した結果、必要があると認めた場合、学校等の設置者に対し、臨時休業を要請する。
- ・ 学校等の設置者は、都道府県の要請を踏まえ、臨時休業の開始と終了を判断し、実行する。学校等の臨時休業が実施された場合、都道府県教育委員会等は、速やかに文部科学省等へ報告し、同省等から全国の都道府県教育委員会等に周知する。
- ・ 臨時休業の開始時期及び終了時期の基本的考え方は、次に掲げるとおりであるが、地域の実情に応じて、判断されるものとする。

〔開始時期〕

原則として、都道府県において第1例目の患者が確認された時点とする（ただし、管内での感染拡大が否定される場合を除く。）。なお、都道府県は、生活圏や通勤、通学の状況等を勘案して、市区町村単位で臨時休業の開始時期の要請の判断を行うこともあり得る。

また、患者が確認されていない都道府県においても、近隣の都道府県において学校等の臨時休業が実施された場合は、生活圏や通勤、通学の状況等を踏まえ、学校等の臨時休業について検討し、必要であれば要請する。

学校等の設置者は、都道府県の要請を踏まえ、臨時休業の開始について判断し、実行する。

〔終了時期〕

都道府県は、原則として、積極的疫学調査の結果等をもとに、回復期になった時点から概ね7日ごとに厚生労働省等と協議して、臨時休業の解除時期を検討し、必要であれば要請する。

学校等の設置者は、都道府県の要請を踏まえ、臨時休業の終了について判断し、実行する。

○新型インフルエンザ対策に関する文部科学省行動計画（抜粋）

（文部科学省新型インフルエンザ対策本部 平成21年2月26日改定）

第二段階 国内発生早期

（４）教育委員会、附属学校を置く国立大学法人及び私立学校担当の知事部局への要請

○教育委員会、附属学校を置く国立大学法人及び私立学校担当の知事部局に対して、（３）の要請のほか、次のような対応を要請

- ①文部科学省等及び地方公共団体の保健部局等からの臨時休業等の情報提供や要請に速やかに対応できるよう、教育委員会、附属学校を置く国立大学法人、私立学校担当の知事部局及び担当者と学校等との連絡網等について確認すること。なお、各学校においても、臨時休業等の情報提供や要請に迅速に対応できるよう各家庭との連絡網を確認するよう指導すること。また、都道府県等からの入学試験の延期等の要請に迅速に対応できるよう、入学志願者への連絡方法や問合せ窓口の設置、関係機関との連携・協力体制の構築及び第三段階（回復期）以降の受験機会の確保措置の実施方法等について十分な確認を行うこと。
- ②文部科学省等から示される情報や、新型インフルエンザの発生状況や効果的な予防方法等を踏まえつつ、新型インフルエンザについての情報を児童生徒、その保護者、教職員、所管施設等に迅速かつ確実に周知すること。また、新型インフルエンザ関連の報道も頻繁に行われることが想定されるため、パニックを引き起こさず、正しい情報に基づき、適切な判断・行動がなされるよう指導を徹底すること。
- ③予防のためには、人混みを避けるとともに症状のある人に近寄らないことや、外出時にはマスクを使用すること、うがいと手洗いを励行することが重要である。また症状のある人は「咳エチケット（注）」を励行することが求められる。これらの衛生習慣が徹底されるよう指導すること。
- ④保護者に対して、その児童生徒等及び家族の健康状態に特に注意し、異変が見られる場合には、保健所等に相談するよう指導すること。
- ⑤児童生徒や教職員等に新型インフルエンザ患者が発生した場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に基づき、入院措置等が講じられることから、厚生労働大臣及び都道府県知事の要請に対して速やかに協力すること。
- ⑥学校において、児童生徒や教職員等に新型インフルエンザ患者が発生したことがわかった場合には、当該学校の設置者は、ただちに発生した地域の都道府県保健部局等に相談するとともに、文部科学省及び都道府県等から発表される情報を踏まえ、臨時休業等及び入学試験の延期等の措置が適切に講じられるようにすること。
- ⑦都道府県において第1例目の患者が確認されるなどにより、都道府県保健部局等から学校の臨時休業の要請があった場合、学校の設置者は、必要に応じて要請を行った都道府県保健部局等と相談しつつ、臨時休業の開始時期及び対象校や入学試験の延期等を検討し、これらの措置が適切に講じられるようにすること。
- ⑧学校が臨時休業及び入学試験の延期等の措置を行った際には、学校の設置者は、都道府県教育委員会、都道府県私立学校担当部局等にその旨を報告することとし、都道府県教育委員会及び都道府県私立学校担当部局は、文部科学

省に報告すること（表1参照）。文部科学省は、都道府県教育委員会等からの報告を取りまとめた上で、全国の都道府県に周知すること。

- ⑨学校が臨時休業や入学試験の延期等の措置を行う必要がある状況にもかかわらず、臨時休業や入学試験の延期等の措置が講じられていない場合、文部科学省が厚生労働省等からの情報等に基づき、当該都道府県教育委員会、附属学校を置く国立大学法人又は私立学校担当の知事部局に対し、臨時休業や入学試験の延期等の要請を行うことがありうること（表1参照）。
- ⑩学校の臨時休業等の措置等を講じるに当たっては、患者等やその家族及び接触者に対する差別が起こらないよう十分留意すること。
- ⑪患者発生国・周辺地域への修学旅行等については、新型インフルエンザの関係情報を踏まえた上で、自粛を含め再検討するよう学校に指導すること。
- ⑫患者発生国・周辺地域への海外旅行、留学等については、新型インフルエンザの関係情報を踏まえた上で、自粛を含め再検討するよう学校から保護者や児童生徒等に周知すること。
- ⑬海外に留学中の生徒や、海外修学旅行中の児童生徒及び引率教員に対して、在籍中の学校から以下の情報を伝えること。
 - ・ 新型インフルエンザの症状、感染経路等
 - ・ 効果的な予防方法（人混みの多い場所に行かない、うがい・手洗いの徹底等）
 - ・ 症状を呈した場合の対応（医療機関受診等）
 - ・ 発生状況